

建設産業情報（最近の動向）

在外公館名 在ホンジュラス大使館

記入日 2013年4月30日

1. 現地の建設工事に係る経済情報

資料名：建設実績報告書 2012年（ホンジュラス中央銀行）

URL：http://www.bch/hn/barrido_edificaciones.php

2. 建設業制度、入札契約制度の改正動向

--

3. 報道情報

	タイトル、概要	日付/掲載紙	添付
1	「コルテス港ドライバークターミナルのコンセッション契約に関する入札が失敗に終わる」：4月15日、コルテス港のドライバークターミナルの改善及び15年の経営権を含むコンセッション契約の開札が行われ、参加したメキシコ及びチリの2企業とも書類の不備等により、落札業者無しとの結果に終わった旨報道。官民推進委員会（COALIANZA）は、1ヶ月以内に入札手続きをやり直す旨表明。	2013/4/6 エル・エラ ルド紙	あり/なし
2	「カリブ海沖の炭化水素の探査及び採掘に関する英国企業BGグループとの契約の閣議承認」：4月9日、閣議において、カリブ海沖（約35,246k m ² ）の炭化水素の探査及び採掘に関する英国企業BGグループとの契約が承認された旨報道。同契約は、今後国会の承認を必要とし、契約の有効	2013/4/9 大統領府プ レス・リリ ース	あり/なし

	期間は 10 年間、同契約発効後 4 年以内に探査の対象地域の 50%を調査結果と共にホンジュラス政府に返却しなければならない由。		
3	「政府は、2014 年 3 月までに、8 つのプロジェクトをコンセッション契約を通じて実施する予定」：政府はこれまでに、4 つのプロジェクトに関するコンセッション契約を締結済み、今後 2014 年 3 月までに、更に 8 つの総額 18 億米ドルのプロジェクト（港、水力発電ダム、飛行場等）に関するコンセッション契約の締結を予定している旨のピネダ官民推進委員会（COALIANZA）代表の発言を報道。	2013/4/13 ラ・トリブ ナ紙	あり/なし
4	「ホンジュラスと米国の起業家協会がホンジュラスにワールド・トレード・センター（WTC）を建設」：ホンジュラスと米国の企業家協会が、ホンジュラス北部のサンペドロスーラ市に、本年 11 月より、WTC の建設を開始予定の旨報道。WTC は 8 つのビルから構成され、建設期間は 3 年から 5 年、投資額は約 1 億米ドル。	2013/4/27 ラ・プレ ンサ紙	あり/なし
5	「再生可能エネルギー関連プロジェクトに対する韓国輸出入銀行の融資」：ホンジュラス政府が、韓国輸出入銀行と、ホンジュラスの西部 8 県の農村地域を対象とした再生可能エネルギーの発電及び配電計画に対する 4,474.6 万米ドルの融資協定を締結した旨報道。	2013/4/28 ティエン ポ紙	あり/なし

4. その他我が国建設業界にとって参考となりうる最近の動向（報道情報以外）

●本年 1 月に国会を通過した鉱業一般法が、4 月 2 日付けで官報上で公布された。同法によると、同法は公布日の 20 日後（4 月 23 日）に発効、発効日から 60 日以内に同法細則を作成する由。なお、4 月 24 日付け当地エル・エラルド紙は、大統領府が、同法細則が承認されるまでの間鉱業コンセッションの手続きを延期する旨の政令を発出した旨報じている。（在ホンジュラス日本大使館作成の鉱業一般法の一部抜粋の訳を別添）

鉱業一般法（法令第.238-2012、官報掲載日：2013年4月2日、発効日：2013年4月23日）

第2編 鉱業権

第1章 鉱業権

第6条 鉱業活動は、登録システムを通じて実施される販売を除き、鉱業コンセッションの枠組みのもと実施される。ただし、小規模の採掘については鉱業許可のもと実施される。

第2章 鉱業権の種類

第8条 鉱業コンセッションは、探査、採掘及び選鉱からなる。

第3編 鉱業活動

第1章 試掘

第13条 事前に鉱業権を取得することで、自由に試掘をすることができる。

第2章 探査

第16条 非金属鉱物、宝石及び貴石の探査コンセッションの期間は最高2年とする。金属鉱物の探査コンセッションの期間は最高5年とする。両コンセッションについて、1回限りの延長が可能。

第3章 採掘

第19条

第22条 非金属鉱物、宝石及び貴石の採掘コンセッションの期間は最低10年とする。金属鉱物の採掘コンセッションは最低15年とする。両コンセッションについて、延長が可能。

第4章 選鉱

第27条 選鉱コンセッションは、採掘コンセッションを有さず、鉱物もしくは鉱物を原材料として製造された中間製品を獲得するものが取得しなくてはならない。

第4編 生産後の活動

第4章 販売

第37条 鉱業及び選鉱コンセッション取得者は、新たなコンセッションを取得する必要

なく、国内でも国外でも自由に鉱山物を販売することができる。

第5編 鉱業権の限界と規模

第1章 鉱業権の面積測定

第40条 面積測定単位はヘクタール (ha)。

第43条 鉱業コンセッションの独占を防ぐために、一個人及び一法人が所有できる鉱業コンセッションの数を最高10とする。

第4章 鉱山の権益の特別な領域

第52条 国は、「ホ」もしくは外国の企業と、国営企業、民間企業もしくは合弁企業の設立を目的に、あらゆる鉱物の試掘、探査及び採掘に関する合意文書 (Convenio de Entendimiento) を締結することができる。

第7編 ロイヤリティー

1章のみ 借地料

第56条 鉱業権の申請年から以下の借地料をし払わなければならない。

【金属】探査：US\$1.5/ha/年 採掘：US\$3.5/ha/年

【非金属鉱物・宝石・貴石】探査：US\$0.5/ha/年 採掘：US\$2.0/ha/年

第57条 鉱業権の申請時に借地料を支払わなければならない。申請が却下された場合、借地料の払い戻しはなされない。

第8編 鉱業生産

第1章 最低生産額

第58条 採掘コンセッションを取得後3年以内に、年間最低生産額 (金属鉱物：US\$500/ha、非金属鉱物・宝石・貴石：US\$300/ha) を達成しなければならない。

第2章 生産不足に対する罰則

第59条 年間最低生産額に達しないコンセッション所有者は、金属鉱物の場合 US\$10/ha/年、非金属・宝石・貴石の場合 US\$5/ha/年を支払わなければならない。

第10編 鉱業権の優先順位

1章のみ 優先順位

第62条 炭化水素コンセッションが与えられている場所においてその他の鉱床が確認された場合、また、その反対において、炭素水素管轄機関及び鉱業管轄機関の了承を得て、同一の場所における複数のコンセッションが存在できる。

第63条 同一地域を対象に2つ以上の鉱業コンセッションが申請された場合、最初に申請したものにコンセッションが授与される。

第12編 税制

1章のみ 課税

第76条 採掘及び選鉱コンセッション所有者は以下の課税の対象となる。

A項. 所得税法に規定されている税

B項. 売上税法に規定されている税

C項. 正味資産税

D項. 自治体法で規定されている税及び手数料

E項. 治安税

F項. 借地料

G項. 工業用の非金属鉱物、並びに宝石及び貴石については、FOB 価格、もしくは工場出荷価格の2.5%を市(1%)、鉱業管轄機関(0.5%) (治安税として1%)等に支払わなければならない。

H項. 金属の抽出を目的とした金属鉱物、酸化物及び硫化物(非金属)については、その販売価格もしくは輸出 FOB 価格の6%を市(1%)、鉱業管轄機関(2%)、官民連携推進委員会(1%) (治安税として2%)等に支払わなければならない。

第77条 市に対して支払われる税額の5%は、社会投資基金としてトラストファンドで管理され、雇用創出等を目的とした投資プロジェクトに使用する。

第16編 鉱業管轄機関

第1章 「ホ」地質・鉱山院 (Instituto Hondureño de Geología y Minas : INHGEOMIN)

第96条 大統領府下に位置する分権機関として、INHGEOMIN を創設する。

INHGEOMIN は、鉱業セクターの国家政政策を統括し、プログラム、プロジェクト及び計画等を実施する権限を有する。